

中小企業を支援する「商工会」からのお知らせです。

商工会に加入している小規模事業者の皆様へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

マル経融資**3つ**の特長

1 担保不要！

2 保証人不要！

3 特別利率！

【申込の要件】

1. 商工会の経営指導を受けていること
(原則6ヶ月以上)
2. 所得税、法人税、事業税等の義務納税額を全て完納していること
3. 商工業者であること
(最近1年以上事業を行っている事業者)

※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)概要

融資対象	常時使用する従業員が	●商業・サービス業：5人以下 ●製造業・建設業・その他：20人以下	の事業者
融資額	2,000万円以内		
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内)		
融資利率	年1.35%(令和6年10月1日現在)		
減免措置	新型コロナウイルス感染症の影響がある事業者には、支援制度が適用になる場合がございますので、ご相談ください。		



マル経 は 商工会から ⇒ 日本政策金融公庫へ繋ぐ 融資制度です。

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方だけが利用できる制度です。

「商工会は行きます・聞きます・提案します」
マル経融資のお申込み、お問い合わせは

利府松島商工会

利府事務所
利府町中央2丁目8-3
TEL022-356-2124
FAX022-356-6088

松島事務所
松島町高城字浜1-27
TEL022-354-3422
FAX022-354-4054